

(趣旨)

第1条 市内の中小企業及び小規模事業者による新規事業、規模拡大に伴う売上げ向上若しくは新規雇用の創出又は事業承継による経済活性化を図るため、ITツール導入を含む設備投資(以下「設備投資」という。)を行う者に対し、南島原市中小企業ステップアップ支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、南島原市補助金等交付規則(平成18年南島原市規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(補助の対象者)

第2条 補助対象者は、市内に事業所を有している個人事業主又は市内に本社を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(補助の対象となる業種)

第3条 補助の対象となる業種については、日本標準産業分類における大分類A農業・林業、大分類B漁業及び大分類P医療・福祉を除く全業種とする。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(補助金の種類等)

第4条 補助金の種類、補助金の対象となる経費、補助金の額、限度額等は、別表のとおりとする。

2 同一事業所に対する補助金は、別表に掲げる補助金の種類に応じて、それぞれ1回を限度とする。

3 新規雇用補助金の対象者は、設備投資に伴い、設備投資補助金の交付の決定日から設備投資完了後6月を経過する日までに新規雇用する市内在住(雇用後の市内への転入者を含む。)の正社員で、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する雇用保険被保険者(以下「新規雇用補助金対象者」という。)であるものをいう。

(補助の対象となる要件)

第5条 設備投資補助金の補助対象の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建物や設備機器の更新ではない、新規又は規模拡大の事業であること。
- (2) 設備投資が100万円以上になる事業であること。
- (3) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の3月末までに設備投資を完了する事業であること。
- (4) 設備投資後、5年間は事業を経営すること。
- (5) 南島原市創業支援事業補助金の交付を受けて創業した者は、創業した日から起算し、3年を経過していること。

(6) 市の他の制度による補助又は国、県等の補助を重複して受けていないこと。

(7) 市税の滞納がないこと。

(8) 新規の取引先の獲得や取引拡大の見込みがあること。

2 新規雇用補助金の補助対象の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 設備投資補助金の交付決定を受け、新規雇用補助金の交付の申請をする日の属する年度の3月末までに新規雇用者を1年以上雇用する見込みがあること。

(2) 市税の滞納がないこと。

3 事業承継補助金の補助対象の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和7年4月1日以後に事業を承継した者又は事業承継補助金の交付決定日以後1年以内に事業を承継する者

(2) 事業承継後、5年間は事業を経営すること。

(3) 設備投資が100万円以上になる事業であること。

(4) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の3月末までに設備投資を完了する事業であること。

(5) 市の他の制度による補助又は国、県等の補助を重複して受けていないこと。

(6) 市税の滞納がないこと。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号は設備投資補助金、第2号から第5号までは事業承継補助金を申請する場合のみ添付する。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

(3) 設備投資着工前写真(様式第3号)

(4) 誓約書(様式第4号)

(5) 事業承継が確認できる資料(個人事業の開業及び廃業等届出書等)

(6) 市税及び国民健康保険税の納税証明書(未納がない証明書)

(7) 補助対象者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

- (8) その他市長が必要と認める書類
(一部改正〔令和7年告示71号〕)
(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、前条に規定する書類の審査を行い、交付の可否を決定する。この場合において、市長は、必要に応じて当該申請者に事業の概要を説明させることができるものとする。
(実績報告)

第8条 規則第13条の別に定める実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第2号、第3号及び第4号は設備投資補助金及び事業承継補助金を申請した場合のみ添付する。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 設備投資完了後写真(様式第3号)
- (4) 設備投資完了報告書(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 設備投資補助金 補助事業完了後30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (2) 新規雇用補助金 新規雇用補助金対象者の雇用開始から1年が経過し、新規雇用補助金に該当すると認められる日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
- (3) 事業承継補助金 補助事業完了後30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の3月末までに設備投資等を完了できなかったとき。
- (2) 事業承継補助金の交付決定日以後1年以内に事業を承継できなかったとき。
- (3) 設備投資後又は事業承継後、5年以内に事業を中止したとき。
- (4) 設備投資が100万円未満の事業であったとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
- (6) 対象経費となった建物や設備機器について、譲渡又は転売を行ったとき。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(実施状況の報告)

第10条 この告示により補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、毎年度事業の実施状況を事業実施状況報告書(様式第6号)により、当該年度の翌年度の5月31日までに市長に報告しなければならない。

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月24日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条第3項、第5条第2項、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条及び別表新規雇用補助金の項の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

(一部改正〔令和6年告示32号〕)

附 則(令和6年3月29日告示第32号)

この告示は、令和6年3月29日から施行する。

附 則(令和7年5月16日告示第71号)

この告示は、令和7年5月16日から施行し、改正後の南島原市中小企業ステップアップ支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度の予算に係る南島原市中小企業ステップアップ支援事業補助金から適用する。

別表(第4条関係)

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

補助金の種類	補助金の対象となる経費	補助金の額、限度額等
(1) 設備投資補助金	消費税及び土地代を除く事業所の新設に係る建設工事費、設備機器購入費及びITツール導入費	1 補助金の対象となる経費の3分の1に相当する額
		2 100万円を限度とする。
		3 1,000円未満の端数は、切り捨てる。

(2) 新規雇用補助金	1年以上雇用する見込みがある 新規雇用補助金対象者	1 対象となる雇用者1人につき30万円とする。 2 2人を限度とする。 3 家族労働者及び系列企業からの転籍等は除く。
(3) 事業承継補助金	消費税及び土地代を除く事業所の 新設に係る建設工事費、設備 機器購入費(設備機器の更新を 含む。)及びITツール導入費	1 補助金の対象となる経費の2分の1に相当する額 2 200万円を限度とする。 3 1,000円未満の端数は、切り捨てる。

様式第1号(第6条、第8条関係)

(全部改正〔令和7年告示71号〕)

事業計画（実績）書

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（法人の場合）	
3	資本金額（法人の場合）	
4	所在地（法人の場合は本社）	
5	事業実施の所在地	
6	電話番号	
7	FAX番号	
8	メールアドレス	
9	主たる業種	

1	事業の承継元	氏名	
2		住所	
3	承継する店舗等所在地		
4	承継する事業所名		
5	電話番号		
6	FAX番号		
7	メールアドレス		
8	事業承継日（予定日）		

①事業概要

4 計画（実施）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 実施する事業概要

(1) 新規又は規模拡大の事業概要及び将来の展望

①具体的な事業概要	
②将来の展望	

(2) 設備投資の導入計画（実績）

	建物の種別	竣工時期	金額（千円）
1		年 月	

	設備機器の概要	数量	導入時期	金額（千円）
1			年 月	
2			年 月	
3			年 月	
4			年 月	
5			年 月	

(3) 事業実施による売上高の目標

現状 (A)	事業終了時 (B)	伸び率 (B－A) / A
千円	千円	%

(4) 事業実施による雇用計画 (実績)

雇用種別	現状	実施後
正社員	人	人
短期雇用者	人	人

6 設備投資に必要な資金の額及びその調達計画 (実績)

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

7 計画に添付する書類

- (1) 設備機器を購入する建物の課税台帳登録証明書又はそれに代わるもの
- (2) 建物が賃貸の場合は、建物賃貸契約書の写し
- (3) 設備機器を導入する建物の平面図及び設備機器配置図
- (4) 事業所新設の場合、土地の課税台帳登録証明書又はそれに代わるもの
- (5) 事業所新設の場合、物件が賃貸の場合は、土地賃貸借契約書の写し
- (6) 事業所新設の場合、新設する建物の設計書
- (7) 法人の場合、直近の決算書
- (8) 個人事業主の場合、前年の確定申告書の写し
- (9) 設備投資に係る見積書

8 実績報告に添付する書類

- (1) 設備投資に伴う収支決算書
- (2) 設備投資に係る領収書及び支払の内訳が分かるもの
- (3) 新規雇用補助金対象者の雇用保険被保険者証の写し及び1年以上の雇用が確認できるもの

様式第2号(第6条、第8条関係)

収支予算書(精算書)

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
市補助金					
借入金					
自己資金					
その他					
合 計					

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

様式第3号(第6条、第8条関係)
設備投資着工前(完了後)写真

写 真	場所_____
写 真	場所_____
写 真	場所_____

※全ての箇所の写真をお願いします。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

南島原市長 様

申請者

住 所

氏 名

(※)

※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、
本人(代表者)が手書き(署名)しない場合は、記名
押印してください。

誓約書

私は、南島原市中小企業ステップアップ支援事業補助金事業承継補助金を活用するにあたり、次の項目について誓約します。

なお、虚偽の報告を行った場合又は同要綱の規定を遵守できなかった場合は、当該補助金の一部又は全額を返還します。

☐事業を開始した際に、承継後5年以上、継続して事業経営すること。

☐事業承継補助金の交付決定日以降1年以内に事業を承継すること。

様式第5号(第8条関係)

(一部改正〔令和7年告示71号〕)

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

南島原市長 様

事業者
所在地
名称
代表者氏名

設備投資完了報告書

年 月 日付け 第 号で南島原市中小企業ステップアップ支援事業
補助金の交付決定があった事業について、設備投資が完了したので報告します。

記

新規雇用補助金対象者の見込者数 人

様式第6号（第10条関係）

（一部改正〔令和7年告示71号〕）

年 月 日

事業実施状況報告書

南島原市長 様

南島原市中小企業ステップアップ支援事業補助金の交付を受けて取り組んでいる事業について、_____年度の業務が終了したので、事業の実施状況を報告します。

事業者
所在地
名称
代表者氏名

1 雇用者数

_____年度末の雇用者数_____人

2 収支の実績

_____年度の収支内訳

単位：千円

区分	区分	金額
収入	売上高	
	その他	
支出	仕入・製造等原価	
	販売費・一般管理費	
	その他	
差引		

3 事業活用による効果